

タバコの正体

公共の施設や敷地のほとんどが禁煙となっている現在、タバコの煙やニオイに遭遇する機会は少なくなっています。そして禁煙の職場が増えているので、喫煙者の数も年々減少してきています。昨年(2016年)の喫煙者率は下表のように、男女を合わせて19.3%でした。大人が100人集まれば、そのうち喫煙者は19人しかいないのです。

2016年「全国たばこ喫煙者率調査」(JT)から

	成人人口	喫煙者率	推計喫煙人口
男性	5,045 万人	29.7%	1,498 万人
女性	5,445 万人	9.7%	528 万人
男女計	10,490 万人	19.3%	2,027 万人

とは言え、日本の人口は1億人を超えているので、その19.3%にあたる喫煙者は全国に2千万人もいる計算になります。だから、社会全体でみれば受動喫煙を受けるケースは日常的に存在しています。例えば、禁煙ではない飲食店や、コンビニの入り口、さらには路上の歩きタバコなどで受動喫煙を経験することは多いと思われれます。

ところで、3年後の2020年に東京五輪・パラリンピックが開催される事は知っていますよね。世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は「タバコのない五輪」を推進しており、2004年のアテネ五輪以降、どの開催国でも法律で受動喫煙を防止する対策を実施してきているのですが、じつは日本にはまだそのような法律がありません。世界の主要国で、受動喫煙を防止する法律を持っていないのは珍しいほどです。

そこで先日、厚生労働省は右上のような受動喫煙防止策の案を発表しました。飲食店をはじめホテル、病院、学校、官公庁、運動施設などを禁煙とし、違反した悪質な喫煙者に加え、違反した施設の管理者にも罰金が科せられるというものです。

受動喫煙防止の厚労省案

飲食店	屋内禁煙 (喫煙室設置可) ※小規模のスナック・バーなどは例外
サービス業施設・事務所(職場)	
ホテル・旅館(客室を除く)	
病院	敷地内禁煙
小学・中学・高校	
官公庁	屋内禁煙 (喫煙室設置は不可)
大学・運動施設	
バス・タクシー	全面禁煙
違反の喫煙者	30万円以下の過料
違反の管理者	50万円以下の過料

東京新聞 TOKYO Web から

最初に紹介したように、現在の日本はタバコを吸わない大人が8割に対し、吸う大人は2割です。仮に上のような受動喫煙防止策が実施されたとしても、大きな混乱は起きないような気がしませんか。

それに、東京オリンピックの招致活動で話題になった「おもてなし」には、タバコの煙やニオイがしない綺麗な空気の日本を満喫してもらいたいと思いませんか。

産業デザイン科 奥田 恭久